

まえがき

本書は、平成 17 年度にアジア経済研究所で実施された基礎理論研究会「国際環境レジームと発展途上国」の成果の一部である。本研究会の目的は、地球環境問題や複数国の係わる環境問題をめぐって形成されてきた国際環境レジームの成り立ちを捉え直してみることであった。先進国と発展途上国の緊張関係のなかで問題解決を模索してきた各種条約交渉などを通じて国際環境レジームが形成されるプロセスに注目し、交渉当事者あるいはステークホルダーとして発展途上国が果たす役割とともに、それらを取り巻く状況の変化についても検討した。

国際環境レジームという呼び方は必ずしも一般化しているとはいいがたい。環境問題や関連領域における基準の設定や対処の方策など、国際的に合意されたルールや仕組みについて、便宜的にこう呼んでいるに過ぎない。これは合意した政府間の関係に限定されるものではなく、また国際法秩序と国内法秩序の双方に係わり、さらに公的分野と私的分野にまたがることから、国際レジームと言うよりは、むしろトランスナショナル・レジームと称する方がより適切かもしれない。当初、国際環境レジームの作業定義を「環境関連条約を中核とした特定の環境問題をめぐる国際的ルールのセットであり、当該環境問題の改善・解消をめざす国際的な枠組み」としてみたが、もとより、これだけで説明しきれないメカニズムではない。

日本の研究者に国際環境レジームについての関心を喚起したものの 1 つが、Gareth Porter & Janet Welsh Brown, *Global Environmental Politics* であった。同書は 2000 年の第三版まで 2 度の改訂が重ねられているが、そのうち 1991 年の初版（信夫隆司訳『地球環境政治——地球環境問題の国際政治学』）と 1996 年の第 2 版（細田衛士監訳『入門地球環境政治』）は邦訳としても多くの読者を得た。その訳者たちの業績（たとえば信夫隆司編著『地球環境レジームの形成と発展』、国際書院、2000 年）を含め、とくに国連環境

開発会議（「地球サミット」）以降の地球環境問題への関心の高まりの中で、国際環境レジームに関する調査研究も進展してきたと言えるだろう。

研究関心の展開として、いわば主役である先進国の間での合意形成や交渉におけるリーダーシップ、あるいは勃興したN G Oの役割に焦点が当てられたのは止むを得ざるところでもあった。国際レジームの形成において、発展途上国が担う役割は限定的であり、もっぱら交渉過程でのチェックが主となったからである。しかしながら、「地球サミット」に向けたプロセスで大きな変化が生じてきた。すなわち「環境」と「開発」の問題があわせて提起されることになり、とくに地球環境問題をめぐっては発展途上国の開発への視点が不可欠のものとなったからである。この変化の中で国際環境レジームにいかなる展開が見られたのか、これは本報告書におけるテーマでもある。

研究会は所内のメンバーのみで構成されたが、所外より2名の講師を招聘してヒアリングを行う機会を得た。N G Oの視点から国際レジームの問題点を論じていただいた佐久間智子氏（「環境・持続社会」研究センター）、また地球的レベルの“環境”条約の転換につき御講演いただき、その内容を本報告書にも掲載していただいた宮田春夫氏（新潟大学）には、ここに改めて、感謝の意を表しておきたい。

2006年3月

編者

目 次

第1章 開発途上国と地球的“環境”条約

—1980年代末に大きく変わった地球的レベルの“環境”条約—

宮田 春夫 1

はじめに 2

第1節 レジームの変化と特質 2

第2節 実施上の課題 23

結 語 35

第2章 「砂漠化対処レジーム」の成立と実施をめぐる諸問題

望月 克哉 39

はじめに 39

第1節 レジーム形成の前段階 40

第2節 砂漠化対処条約による取り組みの特徴 44

第3節 国際環境レジームとしての発展 48

おわりに 50

第3章 国際環境条約を批准するまでの期間—バーゼル条約を事例に—

小島 道一 53

はじめに 54

第1節 先行研究と本研究の分析手法 55

第2節 先進国と途上国の批准までの時間 56

第3節 パラメトリック・モデルによるバーゼル条約の批准に
関する分析 57

まとめと今後の課題 60

第4章 環境政策における参加原則の国際的受容について

- 先行研究を中心に -	大塚 健司	63
はじめに		63
第1節 リオ宣言第10原則		64
第2節 オーフス条約		65
第3節 環境政策における参加原則と発展途上国		70
おわりに		72